

報 告

大学法学部 1 年生の歴史素養調査と 法史学関連科目の開講状況調査



平成20年（2008年）8月28日

日 本 学 術 会 議

法学委員会法史学・歴史法社会学分科会

この報告は、日本学術会議法学委員会法史学・歴史法社会学分科会の審議結果
を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会法史学・歴史法社会学分科会

委員長	水林 彪	(連携会員)	一橋大学大学院法学研究科教授
副委員長	山内 惟介	(連携会員)	中央大学法学部教授
幹事	寺田 浩明	(連携会員)	京都大学大学院法学研究科教授
	廣瀬 和子	(第一部会員)	上智大学外国語学部教授
	小山 貞夫	(連携会員)	関東学園大学法学部教授
	三成 美保	(連携会員)	摂南大学法学部教授
	柳原 正治	(連携会員)	九州大学理事・副学長
	吉田 正志	(連携会員)	東北大学大学院法学研究科教授

要 旨

1 作成の背景

本報告書は、法学委員会法史学・歴史法社会学分科会が実施した2件の調査結果の報告である。第1は、法学部1年生の歴史素養を客観的に把握するためのテスト結果の分析、第2は、全国の法学部における法史学関連科目の開講状況についてのアンケート結果の集計である。

このような調査を行った背景には、最近、学生の歴史的知識と歴史学的思考力が低下しているのではないかという漠然とした印象があった。大学入学以前の段階での歴史教育、および、法学部における法史学関係の教育のあり方を全体として見直し、これらにあるべき姿に整え直すためには、印象を客観的なデータに基づいて検証する必要がある。したがって、今期の課題をデータ収集にあてることとした。

2 今後の課題

法史学教育の今後の課題を明らかにするためには、以下の3つのデータが必要である。①入学時点における学生の歴史素養の実態、②各大学における法史学教育の実態、③卒業時点における学生の法史学的教養の実態である。このうち、今期は①・②について調査し、その結果をまとめることとした。次期には、③の調査に取り組み、①～③の調査結果を全体として改めて見直したうえで、法史学教育の課題について検討する予定である。

3 調査結果の内容

(1) 歴史素養テスト結果の分析

全国12大学（国立4大学・私立8大学）の協力を得て、大学法学部1年生の歴史素養をはかるためのテストを実施した。設問は、高校教科書に即した基本的なものとなるよう配慮した。テストは、全30問（世界史20問・日本史10問・30点満点）からなり、選択式と記述式を併用した。

大学別の平均素点は広範囲に分布しており、4大学ごとに大きく3群に分けることができる。①平均正答率80%を超える正答率上位群、②同70%台の正答率中位群、③同50%前後の正答率下位群である。いわゆる受験偏差値とは高い相関関係にある。

正答率が50%以下であったのは、「ローマ法大全」、「カール大帝」、「1789年」、「ソヴィエト」、「大津事件」の5問である。世界史前近代の正答率は全体として低い。とりわけ、正答率下位群の大学では、近現代史中心の歴史科目A（日本史A・世界史A：ともに2単位）しか履修していない学生の割合が高く、世界史前近代の正答率が著しく低い。また、これらの大学

では、学生のほとんどが歴史科目を受験していない。正答率上位群校でも、上記5問については、歴史科目受験者と歴史科目Aのみ履修者の正答率に50ポイント前後の開きがある。すなわち、正答率上位群校でも、歴史科目Aのみ履修者は、基本的な歴史素養をもたないままで大学の講義を受けていると考えられる。

以上から明らかなように、学生が前近代を含む歴史素養を十分に有しているわけではないことを前提に、大学における法学教育の内容を再検討する必要がある。

(2) 法史学関連科目の開講状況調査

法史学関連科目の開講調査は、全国の法学教育を行う高等教育機関（大学・大学院）に対して実施した。全119校の対象校のうち、70校から回答があったが（回答率59%）、未回答校についても情報を収集して、ほぼ全校のデータをそろえることができた。

調査にあたっては、2007年10月時点での開講科目名、開講形態、担当者の常勤非常勤の別、過去10年間の開講状況および今後10年間の開講計画について質問した。各大学における法史学教育の方針や後継者養成についての考え方を明らかにするためである。

開講状況アンケート結果によれば、法史学関連科目は8割の機関で開講されており、1校あたりの開講科目数は平均3.15科目である。非常勤担当率は31%であった。しかし、大学によって開講状況に大きな開きがある。

「法科大学院を設置する法学部」の75%では日本法制史と西洋法制史がともに開講されているが、「法科大学院を設置していない法学系学部」ではその割合は15%に下がる。

(3) まとめ

法学部1年生の歴史素養調査からは、①大学間格差の大きさ、②世界史前近代に関する歴史素養の乏しさ、③高校における履修状況や受験状況との関連が確認できた。他方、法史学関連科目調査からは、およそ8割の機関で法史学関連科目が開講されているものの、2年次以上の専門科目としての位置づけが多いことが確認できた。

これらをふまえると、今後の法史学教育の課題として次の点を指摘できる。①1年次生を対象に、歴史的思考力を涵養し、法学専門科目の学習に備えさせるための適切な措置（たとえば法史学入門講義の開設）を講ずる必要がある。②歴史素養の全体的な引き上げは、個々の大学で対応できるものではなく、わが国における社会科教育全体の課題と結びつけて検討する必要がある。③現状の法史学教育の成果については、次期の課題として調査を実施する予定である。

目 次

1	はじめに	1
(1)	問題意識	1
(2)	検討課題	1
(3)	次期への申し送り事項	2
2	法学部1年生を対象とする歴史素養テストの結果について	3
(1)	歴史素養テストの実施について	3
①	テストの実施方法	3
②	試験問題作成上の配慮	3
(2)	テスト結果とその分析	4
①	全体	4
ア	素点分布	
イ	問題別正答率	
ウ	大学別・問題別正答率	
エ	履修・受験との関係	
②	世界史（西洋史）	7
ア	結果	
イ	分析・評価	
ウ	履修・受験との関係	
③	日本史	9
ア	結果	
イ	分析・評価	
ウ	履修・受験との関係	
(3)	まとめ	11
3	法史学関連科目の開講状況調査	12
(1)	調査の概要	12
(2)	調査結果の概要	12
(3)	法史学関連科目の開講状況	13
①	学部における法史学（含む法思想史）の講義開講状況	13
②	法科大学院における講義開講状況	16
4	おわりに	19
	<付録>	20

1 はじめに

(1) 問題意識

法史学・歴史法社会学分科会は、各委員が、大学における日頃の教育を通じて多かれ少なかれ感じているところの、次のような印象を語り合うことから出発した。すなわち、その印象とは、①「最近、学生の歴史学的力が貧弱になってきているために、法史学関係の授業を、大学における講義というにふさわしい水準で行うことに、少なからぬ困難が生じているのではないか」、さらには、②「最近、特に法科大学院時代に入って、法学部における法史学関連の教育の比重が低下するようになり、以前にもまして、法学部卒業生の法史学的力が衰弱してきているのではないか」、というものであった。

以上のことが、各人の単なる主観的印象にとどまるものではなく、客観的な事実であるとするならば、混迷する世界にあって知的主体として生き抜くための基本的素養として欠くことのできない歴史的知識と歴史学的思考力の重要性に鑑みて、大学入学以前の段階での歴史教育、および、法学部における法史学関係の教育のあり方を全体として見直し、これらがあるべき姿に整え直すことが課題となってくるはずである。

(2) 検討課題

本分科会は、活動を開始するにあたって、おおよそ以上のように考え、まずは、印象の域を出ない上記の事柄についての客観的なデータを得るべく必要な調査を行うことを、今期の課題として設定した。具体的には、次のようなものであった。

[1]全国の法学部学生が、(a)法学部の入口（法学部1年生入学時点）、および、(b)出口（法学部4年生卒業時点）の両段階において、どれほどの歴史学的力を身につけているのかを測るためのテストを実施する。全国全ての学生を対象とするテストは不可能であるので、現状を正確に反映できるようにすることに留意しつつ、10ほどの大学法学部を選択して実施する。

[2]全国の法学部および法学系の大学院（法科大学院を含む）について、法史学関連科目の教育体制がどのようなものであるのかについて、悉皆調査を行う。

以上のうち、[1](a)および[2]の課題については、今期の活動において、調査を実施することができた。本報告の2は[1](a)、3は[2]に関する調査の報告である。

(3) 次期への申し送り事項

[1] (b)に関する調査については、次期学術会議の法史学・歴史法社会学分科会の活動に委ねざるをえないことになった。この項目の調査が遅れたのは、「出口（法学部4年生卒業時点）」での調査を企画してみたものの、現状を正確に反映するデータを獲得する具体的方策を見出すことが困難なためであった。各大学とも、1年生については、ほぼ全員が受講する科目（法学入門関係や憲法・民法・刑法などの基本的な実定法科目）を用意しているので、それらの講義の時間を拝借してテストを実施するならば、全体の傾向をほぼ正確に推し量ることができるのであるが、4年生については、どの大学についても、誰もが受講する科目を見出すことが出来なかったのである。かくして、「法学部の入口（法学部1年生入学時点）」調査は比較的速やかに実施できたものの（2007年10月）、「出口（法学部4年生卒業時点）」調査については、やり方を工夫することが求められることとなった。

本委員会は、様々の可能性を検討した結果、テスト実施機会を、「法学部4年生卒業時点」にかえて、「司法研修所修習時点」に求めることとした。「法学部4年生卒業時点」と「司法研修所修習時点」との間に位置する「法科大学院1年生（法学既習者）入学時点」においてテストを実施できれば、実質上、「法学部4年生卒業時点」の歴史学的力を測定することが可能であるように思われたが、各法科大学院の実情を考えると、そのようなテストに応じてくださる法科大学院ないし授業科目を探しだすこと自体、法学部にもまして困難であるように思われ、結論として、司法研修所にご協力を願うしか方法はないのではないかと判断したわけである。そして、そのことの必然的結果として、「法学部4年生卒業時点」（実際は、司法研修所研修時点）での歴史学的力を測定するためのテストは、早くても、全修習生が一堂に会する2008年9月時点にならざるをえず、そのために、テストの実施は今期において可能ではあったものの、結果の分析と報告は、次期の学術会議に委ねざるをえないことになったのである。

「司法研修所修習時点」において歴史学的力を測定するテストを実施できるならば、このテストは、「法学部出口調査」に加えて、「法科大学院出口調査」の意味も併せ有することになり、法学部のみならず、法科大学院における法史学関係の教育のあり方についても再検討するためのデータを得ることになろう。今期の調査活動の成果として得られたデータをもとにして、高校までの歴史教育と、法学部・法科大学院における法史学関連の教育のあり方について提言する課題に関しては、新たに組織されるであろう21期学術会議の本分科会活動に期待したいと思う。

2 法学部1年生を対象とする歴史素養テストの結果について

(1) 歴史素養テストの実施について

① テストの実施方法

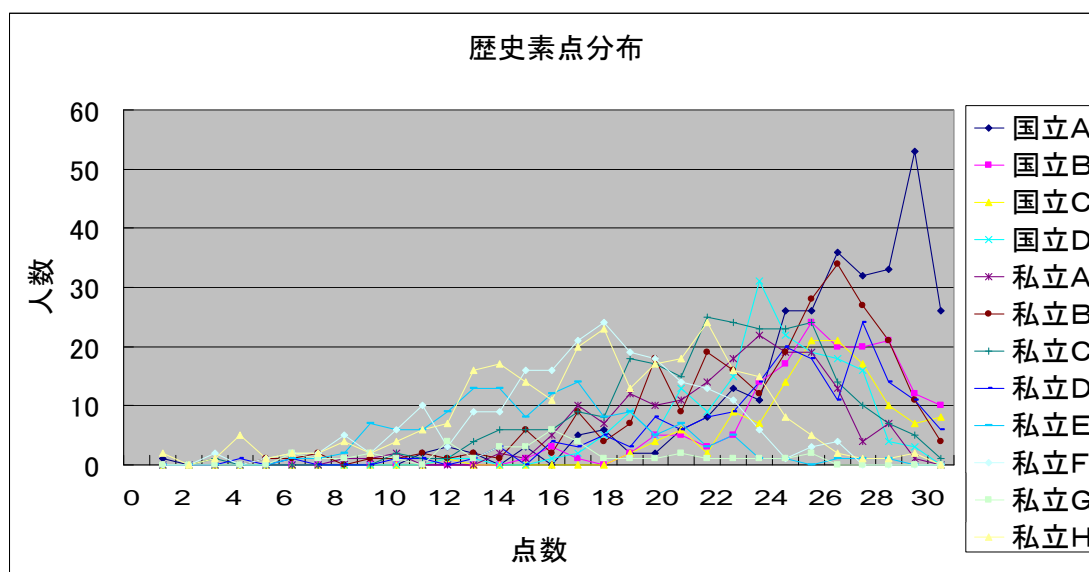
今回の調査対象としたのは、12大学である。大学の選定にあたっては、全国法学部生の全体状況を偏りなく把握するために、国立4大学・私立8大学とし、かつ、入学試験偏差値基準で全国大学の縮図となるように配慮した。

テスト実施時期は、準備の都合から後期開始早々（9～10月）とした。必修科目や入門科目などを中心に、できるだけ多くの学生（1年生）が受講している科目の担当教員に協力をお願いし、テストを実施した。大学によってはすでに1年前期に法制史科目が開講されており、成績結果にそれらの専門科目の受講成果が反映されている場合もありうる。

② 試験問題作成上の配慮

歴史素養テストは、30問（世界史20問・日本史10問）、20分とした。実際には10分程度で解答をすませる学生がほとんどであった。設問は高校教科書の文言や内容に即した基本的なものとし、選択式（40%）と記述式（60%）を併用した。全時代に関する設問を入れたが、中心は近現代においた。なお、世界史については、高校までの東洋史領域では法学の基礎素養に関わる事項が少ないため、西洋史の設問に限定した。また、解答用紙には、高校での世界史A・同B・日本史A・同Bの履修状況や受験科目選択状況を回答してもらう欄をもうけ、テスト結果との関係を見ることとした。試験問題は、付録の通りである。

表1 素点分布（全体）



(2) テスト結果とその分析

① 全体

ア 素点分布

大学別の素点平均は広範囲に分布しており、49～85%とかなりの差が見られた。成績分布は3群に分かれる。正答率平均80%を超える上位群（国立A・国立C・私立D・国立B）、正答率平均70%台の中位群（私立B・国立D・私立A・私立C）、正答率平均50%前後の下位群（私立H・私立F・私立E・私立G）である。こうした成績分布は、受験偏差値と一定の相関関係をもっているようである（表1・表2参照）。

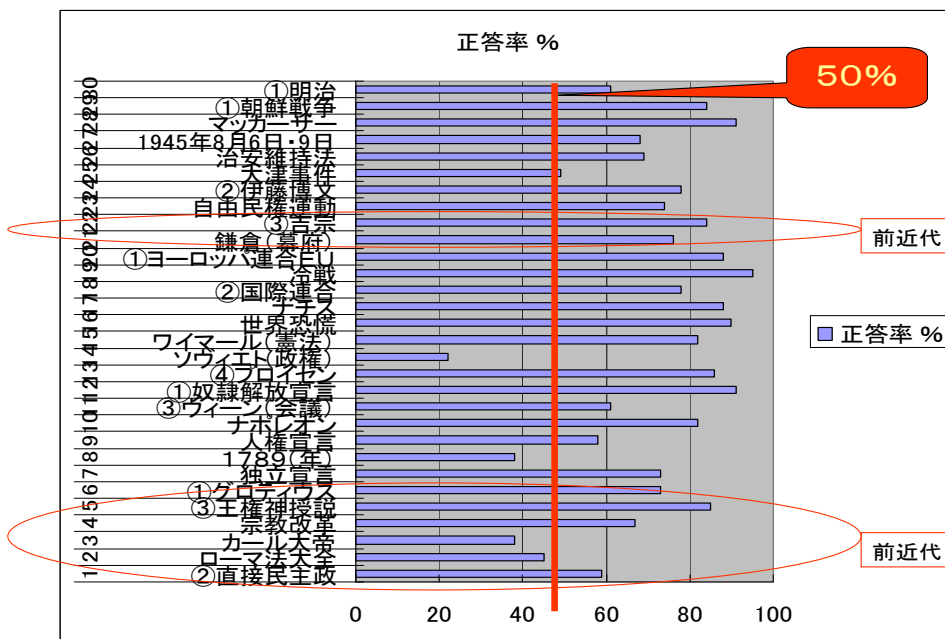
表2 大学別・問題別正答率

			0～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～100					
問題			国A	国C	私D	国B	私B	国D	私A	私C	私H	私F	私E	私G
1	○	②直接民主政	84	85	77	81	72	58	70	40	40	19	32	23
2		ローマ法大全	78	59	57	56	55	45	40	22	16	54	6	5
3		カール大帝	79	28	64	59%	63	25	39	15	7	15	13	8
4		宗教改革	89	84	85	87	83	71	74	64	47	31	26	28
5	○	③王権神授説	96	99	94	96	91	95	92	76	76	59	66	67
6	○	①グロティウス	89	98	87	96	79	92	77	74	48	42	55	36
7		独立宣言	78	88	81	84	74	87	78	68	54	64	58	36
8		1789(年)	60	50	53	53	48	45	32	43	12	10	10	10
9		人権宣言	76	84	71	79	60	86	68	61	32	20	9	13
10		ナポレオン	92	96	90	93	90	87	86	85	68	70	52	62
11	○	③ウィーン(会議)	83	77	70	79	76	62	63	46	40	41	31	41
12	○	①奴隷解放宣言	95	99	95	98	95	94	91	95	85	78	81	87
13	○	④プロイセン	93	95	97	93	86	92	90	87	79	72	68	74
14		ソヴィエト(政権)	42	26	33	38	26	20	14	18	9	9	4	15
15		ワイマール(憲法)	91	89	84	87	74	94	89	96	71	65	59	49
16		世界恐慌	87	96	97	96	93	98	96	94	78	77	87	59
17		ナチス	87	98	98	88	97	93	93	93	81	72	60	87
18	○	②国際連合	92	94	87	93	84	92	79	79	59	47	54	54
19		冷戦	99	100	97	99	98	100	98	97	91	81	85	72
20	○	①ヨーロッパ連合	94	95	92	95	87	94	89	88	77	78	83	85
21		鎌倉(幕府)	85	88	82	82	78	86	75	79	66	55	58	69
22	○	③吉宗	92	92	90	93	90	93	78	90	73	69	72	72
23		自由民権運動	79	88	82	84	74	82	73	85	59	61	58	54
24	○	②伊藤博文	89	80	85	84	80	83	74	79	66	62	70	74
25		大津事件	80	71	68	59	53	40	34	50	33	18	32	21
26		治安維持法	86	94	85	93	72	82	65	73	55	35	29	26
27		1945年8月6・9日	85	72	80	78	74	62	74	73	53	54	41	38
28		マッカーサー	95	96	97	95	91	93	94	94	81	82	83	79
29	○	①朝鮮戦争	95	97	92	96	89	88	86	89	72	62	63	62
30	○	①明治	66	86	80	65	66	56	48	70	53	52	26	59
世界史正答率平均			84	82	80	80	77	77	73	67	53	50	47	46
日本史正答率平均			85	86	84	83	77	77	70	78	61	55	53	55
正答率平均(全体)			85	83	82	81	77	77	72	71	56	52	49	49

イ 問題別正答率

30問全体の正答率としては、全12大学の平均が71%であった。全18問で70%を超え、80%を超えたのは12問である。正答率50%以下のものは全5問であった。世界史20問全体の正答率は全大学平均70%、日本史10問については同73%と日本史のほうがやや高い。世界史については前近代の正答率が低い、日本史の場合には必ずしもそうではない(表3参照)。

表3 問題別正答率



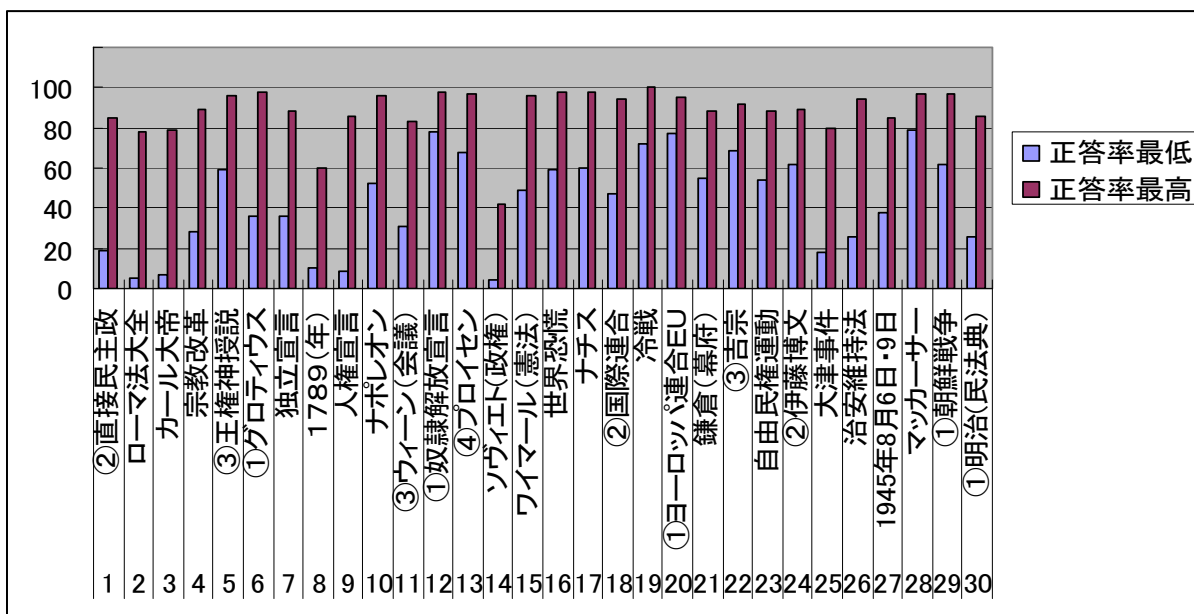
ウ 大学別・問題別正答率

大学別・問題別正答率は、大学によって明らかに偏りがある。正答率上位群では多くの問題で80%以上の正答率が認められるが、同中位群では正答率70%台が増え、同下位群では正答率50%以下が極端に増加する。

正答率の最低が50%を超えるのは12問(10「ナポレオン」、12「奴隷解放宣言」、13「プロイセン」、16「世界恐慌」、17「ナチス」、19「冷戦」、20「EU」、21「鎌倉幕府」、22「吉宗」、23「自由民権運動」、24「伊藤博文」、25「マッカーサー」)であった。とりわけ、12「奴隷解放宣言」や19「冷戦」、20「EU」、25「マッカーサー」はいずれの大学においても正答率が高く、大きな差はなかった。

これに対して、大学間で正答率の差がきわめて大きいのは、1「直接民主政」(19~85%)、2「ローマ法大全」(5~78%)、3「カール大帝」(7~79%)、4「宗教改革」(28~89%)、8「1789年」(10~60%)、25「大津事件」(18~80%)、26「治安維持法」(26~94%)、30「民法典成立」(26~86%)であった(表4参照)。

表4 問題別正答率の差

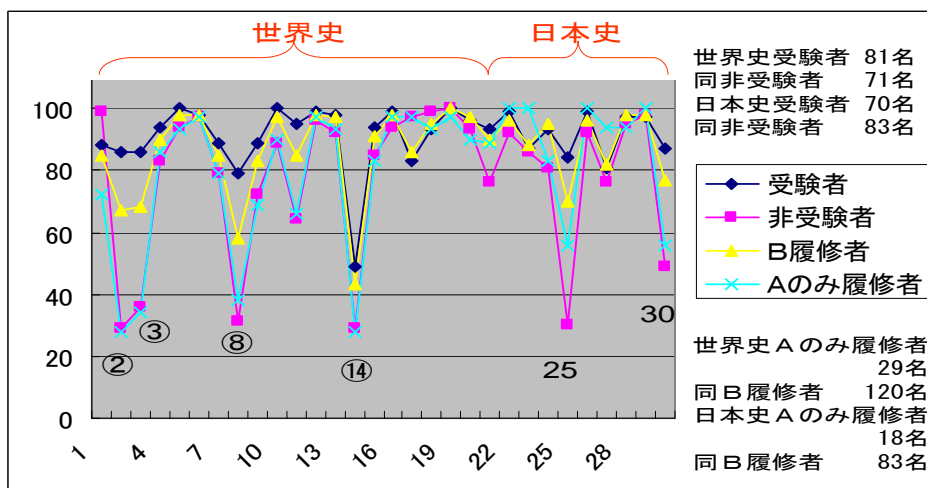


エ 履修・受験との関係

履修状況・受験選択と正答率との関係については、予想されるとおり、全体平均・履修者平均・受験者平均の順で正答率が高くなる。

国立B大学の例によれば、世界史Aのみ履修者と非受験者の正答率がほぼ重なるが、日本史の場合には非受験者の正答率が他よりも低い。正答率が低い設問については、受験者と非受験者とのあいだで顕著な差が見られた。両者の差が大きかった順に、2「ローマ法大全」(57ポイント)、25「大津事件」(54ポイント)、3「カール大帝」(50ポイント)、8「1789年」(48ポイント)となる。30「民法典成立」(38ポイント)も差が大きい。受験者の場合には世界史前近代の正答率もきわめて高く、86~100%であった(表5参照)。

表5：履修・受験状況と正答率との関係(国立B大学)



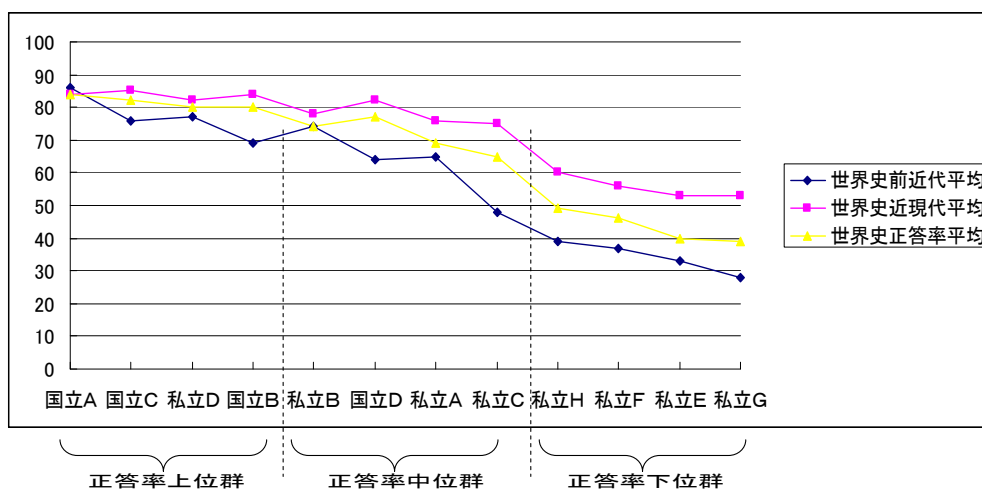
② 世界史（西洋史）

ア 結果

正答率は、古代・中世（全6問平均61）、18世紀末～19世紀（全7問平均70%）、20世紀（全7問平均78%）の順で高い。古代・中世では選択式でも誤答が多く、試験方法（記述式と選択式）の点差よりも時代による点差のほうが大きい。正答率が50%以下であったのは、計4問（「ローマ法大全」・「カール大帝」・「1789年」・「ソヴィエト」すべて記述式）である。

前近代（古代・中世6問）の正答率と近現代（14問）の正答率については予想以上に差異が大きく、ほとんどの大学で近現代の正答率のほうが高い。近現代の正答率と前近代のそれがほぼ等しい（差が10ポイント以下）のは4大学で、ほとんどが正答率上位群に属する。差が15ポイント以上開くのは7大学で、全体の過半数を占める（表6参照）。

表6 世界史対象時代別正答率の相違



イ 分析・評価

「直接民主政」59%、「ローマ法大全」45%、「人権宣言」58%は、政治学・法学の基本的前提を学生に復習させる必要を示唆する。「カール大帝」38%、「宗教改革」67%、「1789年」38%は、時代変化の画期を十分に理解していない恐れを感じさせる。正答率下位群の大学には、世界史A（近現代中心・2単位）しか履修していない学生が多く、前近代については、重要人名や基本的用語に関する高校での知識を前提にするのは困難な実態がうかがいあがる。

18世紀末から19世紀初頭の政治史が比較的弱い。近代法成立史の政治史的背景の説明を補う必要がある。また、「ソヴィエト」はロシア革命勃発後に成立した政権名を聞く設問であったが、レーニンという回答が多かったにせよ、ソ連（「冷戦」の正答率は95%）を知っていても

「ソヴィエト」を知らないのではないかという危惧がもたれる。

ウ 履修・受験との関係

世界史正答率の高さと、世界史履修率・受験率については強い相関関係が認められた。また、正答率の高いほど、世界史B履修者の割合が高まる傾向がある。履修状況と受験との詳細な分析としては、3校（国立A・私立A・私立E）のデータを得ることができた。全体の正答率をもっとも高い国立A大学では、ほとんどが世界史B履修者であった。

世界史Aのみ履修者（以下「世A」）と世界史B履修者（世界史Aの重複受講者含む：以下「世B」）との差は近現代についてはほとんどないが、世界史Aに含まれない古代・中世については、差が顕著である。とりわけ大きい差が認められたのが、「ローマ法大全」（私立A：世A＝15%・世B＝47%、私立E：世A＝4%・世B＝12%）、「カール大帝」（私立A：世A＝25%・世B＝53%、私立E：世A＝8%・世B＝25%）である。また、「宗教改革」（私立A：世A＝60%・世B＝80%、私立E：世A＝15%・世B＝48%）と「グロテュウス」（私立A：世A＝60%・世B＝80%、私立E：世A＝48%・世B＝69%）も差が大きい。

世界史受験との関係については、3大学とも非受験者より受験者の正答率が高い傾向がうかがえた。とくに正答率中位群に属する私立A大学ではそれが顕著であった。私立A大学の世界史受験者の場合、古代・中世についてもきわめて正答率が高く、「ローマ法大全」（87%）、「グロテュウス」（94%）は平均正答率を大幅に上回っている。私立大学受験者の場合には、高校での履修というよりも入試勉強を通じてかなりの知識を得ていると推測できる（表7参照）。

表7 世界史正答率と履修・受験状況

		国立A	国立C	国立D	私立C	私立H
受験科目	センター入試科目	国・数Ⅰ・数Ⅱ・理・外・地歴公民(日B・世B・地B・現社・倫・政経から1つ)		国・数Ⅰ・数Ⅱ・理・外・地歴公民(日A・日B・世A・世B・地A・地B・現社・倫・政経から1つ)	—	—
	大学別入試科目(一般入試)	4科目 国・数・外・地歴 (世A・世B・地A・地Bから1つ)	3科目 国・数・外	2科目 国・外	3科目 国・外・選択 (地・歴・数・公民から1つ)	3科目 国・英・選択 (地・歴・数・政経から1つ)
テスト受験者総数(X)		296	129	174	250	259
世界史履修状況	世A履修者数 (Aのみ履修者数=Aのみ履修者割合)	35 (17=6%)	35 (22=18%)	44 (27=17%)	94 (78=36%)	78 (59=30%)
	世B履修者数	261	98	133	137	135
	世界史履修者総数(Y)	278	120	160	215	194
	世界史履修率Y/X(%)	94%	93%	92%	86%	75%
受験状況	世界史受験者数(Z)	232	54	75	48	53
	受験者比Z/X(%)	78%	42%	43%	19%	20%
世界史正答率		84	82	77	67	54

③ 日本史

ア 結果

個々の設問についての正答率は、明治期（全4問平均64%）、前近代（全2問74%）、大正・昭和期（全4問76%）の順で高くなる。全問を通して、選択式よりも記述式の誤答率が高い。ただし、「マッカーサー」については、記述式ながら90%の高い正答率となっている。正答率が50%以下であったのは1問（「大津事件」）のみで、60%台が3問（「治安維持法」・「原爆投下年月日」・「民法典制定時期」）である。

「原爆投下年月日」(65%)、「マッカーサー」(90%)、「朝鮮戦争」(83%) についての問題は、どちらかといえば一般的な歴史素養を問うものであって、これらは高い正答率を示す。これら以外の問題も、一般的歴史素養があれば正答可能なものであるが、「大津事件」(47%)と「民法典制定時期」(61%)は、基礎的な法制史的素養を必要とする。

イ 分析・評価

全体として正答率が高く、一定の歴史素養を有するとみられる。なかでも戦後直後の知識である「マッカーサー」、「朝鮮戦争」の正答率が高い。最近の教育では近現代史が重視されていないといわれるようだが、戦争終結時についてはそれなりの知識を持っている。しかし、近現代の問題は比較的基礎的な問題であり、さらに前近代の「貞永式目」、「公事方御定書」に関する問題は中学生レベルの知識とでもいえるべきものであって、歴史素養をこの10問だけで測れるものではない。

「大津事件」に関する正答率が47%というのは、法学部の学生のなかでも司法権の独立をめぐる名高い同事件を知らない者が多いことを示している。この点は、法学部の教育を行うに当たり留意しておくべきであろう。また、戦後のわが国の法状況を決定づけている被爆体験については、その基本である「原爆投下年月日」を正確に記憶している割合が65%であり、それなりの高さではあるが、唯一の被爆国の大学1年生の数値としては、いささか寂しくはないか。

なお、「民法典制定時期」の設問については、大学1年生の前期の授業において民法典制定過程を教えている大学もあると推測されるので、大学入学直後にテストを実施すれば、61%よりも低い数値が出ることも考えられる。

ウ 履修・受験との関係

日本史については、私立Aと私立Eの数値を得られた。

まず、日本史を全く履修しなかった者と日本史A（以下「日A」）履修者を比較した場合、両者間にさほど大きな相違はみられなかった。すなわち、私立Aの場合は、未履修者の正答率が日A履修者のそれを上回った問題が、全10門中7問あって未履修者の方が多い。一方私立E

では、日 A 履修者の正答率が未履修者のそれを上回った問題は 8 問あって日 A 履修者の方が多いが、そのうち 6 問については、その差わずか 10%未満であった。しかし、日 A と日本史 B (以下「日 B」) の履修者を比較すると、日 B の正答率が日 A のそれを上回った問題が、私立 A では 8 問、私立 E では 9 問あり、日 B 履修が歴史素養の涵養の点で優れていることが窺われる。

受験との関係では、まず私立 A については、日 A の受験者はなく、すべて日 B の受験者であるが、日本史を受験科目としなかった者と日 B 受験者とを比べると、すべての問題において後者が前者を上回っており、なかでも「大津事件」については 44%の開きが出た。その他でも 10%以上の開きを示した問題が 6 問あり、受験科目と歴史素養の深さとの相関関係を示す。

しかし、私立 E の場合、日本史未受験者の正答率が日 A 受験者のそれを上回った問題が 6 問、日 A 受験者の正答率が日 B 受験者のそれを上回った問題が 6 問あり、未受験者、日 A 受験者、日 B 受験者の三者間に有意の差異を見出せなかった。この原因は未解明だが、日 A 受験者、日 B 受験者ともごく少数で、多くは日本史未受験者というサンプルの特性が反映しているのかもしれない。

なお、日本史履修率は、全体として 70~80%にとどまり、日本史受験者は 30~50%でしかない。正答率上位群のトップに位置する国立 A 大学でも同様である (表 8 参照)。高校で日本史を履修しないまま、大学にくる学生が多いことは、大学法学部における日本法制史の講義において十分に留意すべきであろう。

表 8 日本史正答率と履修・受験状況

		国立 A	国立 C	国立 D	私立 C	私立 H
受験科目	センター入試科目	国・数 I・数 II・理・外・地歴公民 (日 B・世 B・地 B・現社・倫・政経から 1 つ)		国・数 I・数 II・理・外・地歴公民 (日 A・日 B・世 A・世 B・地 A・地 B・現社・倫・政経から 1 つ)	—	—
	大学別入試科目 (一般入試)	4 科目 国・数・外・地歴 (世 A・世 B・地 A・地 B から 1 つ)	3 科目 国・数・外	2 科目 国・外	3 科目 国・外・選択 (地・歴・数・公民から 1 つ)	3 科目 国・英・選択 (地・歴・数・政経から 1 つ)
テスト受験者総数 (X)		296	129	174	250	259
日本史履修状況	日 A 履修者数 (A のみ履修者数 = A のみ履修者割合)	24 (14 = 7%)	28 (5 = 5%)	20 (18 = 13%)	57 (31 = 16%)	58 (32 = 17%)
	日 B 履修者数	180	92	122	164	155
	日本史履修者総数 (Y)	194	97	140	195	187
	日本史履修率 Y/X (%)	66%	75%	80%	78%	72%
受験状況	日本史受験者数 (Z)	153	62	81	77	102
	受験者比 Z/X (%)	52%	48%	47%	31%	39%
日本史正答率		85	86	77	78	61

(3) まとめ

歴史素養テストの結果からは、以下の点を指摘できる。

① 大学間格差と履修・受験との関係

学生の歴史素養については、大学間格差が大きい。それは、いわゆる受験偏差値に対応しているとも言えるが、他方で、高校での科目履修や受験科目選択状況と密接にむすびついている。すなわち、正答率下位群では、世界史Aあるいは日本史Aの履修者比が高くなり、前近代を含む世界史Bおよび日本史Bの履修者が減少する。また、私立E大学に顕著であったように、正答率下位群の大学では、多くの学生が推薦入学や受験科目が少ない状態で入学するため、受験勉強を通じて、歴史学を学び直す機会を持っていない。これは、単に歴史素養が身につかないという直接的な弊害のみならず、歴史的思考や時空を超えた比較の視角を軽視する傾向を生み出す恐れがある。

② 前近代知識の乏しさ

世界史については、前近代に関する知識がかなり乏しい傾向がある。これは上記①で述べたように、高校での履修が世界史Aにとどまる学生が多いことを反映していると推測される。他方、日本史については、問題数が限られていたことから、同様の結論を導くことができるかどうかは不明である。

③ 1年次における法史学入門講義の重要性

近年の高校教育では、履修すべき科目がきわめて多様化し、他方で、授業時間数が縮小されている現状がある。したがって、学生が前近代を含む歴史素養を十分に有しているわけではないことを前提に、大学における法学教育の内容を再検討する必要があるだろう。そのためには、1年次生を対象に法史学の入門講義を開講し、高校までの歴史素養を確認・発展させて、上位年次の法学専門科目につなげていかねばならない。

3 法史学関連科目の開講状況調査

(1) 調査の概要

当分科会では、法学教育を行う全国の国公私立大学および大学院に対し、法史学および歴史法社会学の教育研究状況に関するアンケート調査を行った。調査の基準日は2007年10月1日である。

アンケートでは、対象機関がどのような陣容のもとに、どのような教育を行ってきたか、行っているか、また今後行おうとしているか、さらに後継者養成についてどのように考え、どのように行動しているかを明らかにすべく、学部・研究大学院・専門職大学院それぞれにおける開講科目名と開講形態、担当者の常勤非常勤の別を聞くと共に、過去十年の開講状況および今後十年の開講予定や教員確保方針についても可能な限りにおいてお答え頂くようにした（「記録¹」付録2（3）の調査票を参照）。

調査対象校は、「記録」付録2（1）の「調査対象校名一覧」にある119校であり、その性格は、法学部と「法学部ではないが複合学部の一専攻として法律系の学科やコースを持つ法学系学部」という対比、および法科大学院（LS）を設置しているか否かという対比によって下の如く4分類される。

	LS設置	LS非設置	合計
法学部 ²	64校（A）	32校（B）	96校
法学部以外 ³	10校（C）	13校（D）	23校
合計	74校	13校	119校

このうちアンケートに回答をお寄せ頂いた機関は70校、59%であったが、回答の無かった機関についても、学部および法科大学院における科目開講状況については、大学ホームページ等から基本情報を収集し、また欠ける部分については電話等で問い合わせを行い、ほぼ全数について情報を得た。

そこで今回は最初の試みとして、アンケート回答のうちデータの揃っている「学部および法科大学院における法史関係科目の開講状況」部分についてのみ簡単な報告を行うこととした。

(2) 調査結果の概要

アンケートの当該部分の回答の全体は「記録」付録2（2）の「法史学教育調査結果（開講状況部分）」の通りである。今回の報告では、それらの数値を、全体的傾向、上に示した調査対象校の性格分類（ABCD）毎の傾向、

¹ 参考資料：記録（SCJ第20期-200828-20371000-002）「歴史素養テストおよび法史学関連科目開講状況調査関係データ」

² 法学部には、「現代法学部」（東京経済大学）を含む。

³ 法学部以外には、独立大学院（大宮法科大学）を含む。

国公立と私立の傾向という3つの視点から分類整理している。

試みに「調査結果の概要」の中から興味深い1・2の数字を示せば、まず学部教育については、全体の80%の学部で何らかの法史関係科目（含む法思想史）が開講されていた。1校あたりの開講科目数は平均3.15科目であり、うち非常勤によるものは31%である。科目毎の開講比率も明らかになったが、例えば日本法制史および西洋法制史は、どちらも53%前後の学部で開講されている。但し機関毎の内訳を見ると、「法科大学院を設置している法学部」64校では両科目とも75%程の学部で開講されているのに対して、「法科大学院を設置していない法学部」および「法科大学院を設置している法学系学部」では30%程、「法科大学院を設置していない法学系学部」では15%程というように、学部の規模及び性格に従って大きな開きがある。

また法科大学院について見ると、73%の法科大学院で何らかの法史関係科目が開講されており、1校あたりの開講科目数は平均1.78科目、うち非常勤によるものは平均すれば20%という数字が出てくるが、これについても「法学部を基礎におかない法科大学院」10校だけを取ってみれば、開講率60%、開講科目数1.50科目、そして非常勤率は56%という数字が現れる。以下に学部と法科大学院に分けた各数値を示す。

(3) 法史学関連科目の開講状況

① 学部における法史学（含む法思想史）の講義開講状況

独立大学院（大宮法科大学）を除くので、対象は118校となる。

表9 開講状況の概要

種類	校数	講義あり	開講率	講義無し ⁴	非開講率
全体	118	93	79.8%	25	21.2%
a	64	62	96.9%	4	6.3%
b	32	22	68.8%	8	25.0%
c	9	5	55.6%	4	44.4%
d	13	4	30.8%	9	69.2%
国公立	37	25	67.6%	12	32.4%
私立	81	68	84.0%	13	16.0%

⁴ 「講義無し」とは、1科目も開講していない大学数を示す。

表 10 大学ごとの開講科目数。0科目から9科目まで。
それぞれについての学校数

種類	校数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
全体	118	25	20	21	23	9	7	6	3	2	2
a	64	4	8	9	17	8	7	5	3	2	1
b	32	8	8	8	6	0	0	1	0	0	1
c	9	4	2	2	0	1	0	0	0	0	0
d	13	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0
国公立	37	12	6	4	5	4	2	3	0	1	0
私立	81	13	14	17	18	5	5	3	3	1	2

表 11 全講義数、一校当たりの平均開講講義数、
および非常勤講師による開講数と率

種類	校数	開講校数	全講義数	平均科目数 ⁵	非常勤	非常勤率
全体	118	93	293	3.15	91	31%
a	64	62	224	3.61	68	30%
b	32	22	53	2.41	18	34%
c	9	5	10	2	4	40%
d	13	4	6	1.5	1	17%
国公立	37	25	81	3.24	21	26%
私立	81	68	212	3.12	70	33%

表 12 科目毎の開講状況

表 12-① 法制史全般（「法史学」「法制史」等）

種類	全校数	開講校 ⁶	科目開 講校数 ⁷	開講率 ⁸	開講科 目総数	非常勤 開講数	非常勤 率	集中講 義数
全体	118	93	37	31.4%	44	13	29.5%	4
a	64	62	18	28.1%	21	4	19.0%	
b	32	22	15	46.9%	19	8	42.1%	
c	9	5	2	22.2%	2	0	0.0%	
d	13	4	2	15.4%	2	1	50.0%	
国公立	37	25	11	29.7%	13	3	23.1%	2
私立	81	68	26	32.1%	31	10	32.3%	2

⁵ 「平均科目数」は全講義数を開講校数のみで割った数値を示す。

⁶ 「開講校」とは法制史関係科目を1つ以上開講している大学数である。

⁷ 「科目開講校数」とは当該科目（当表では「法制史全般」）を開講している大学数である。

⁸ 「開講率」は全校数を分母とする比率である。

表 12-② 日本法制史
(日本近代法史を含む)

種類	全校数	開講校	科目開講校数	開講率	開講科目総数	非常勤開講数	非常勤率	集中講義数
全体	118	93	63	53.4%	96	23	24.0%	5
a	64	62	48	75.0%	72	20	27.8%	
b	32	22	10	31.3%	17	2	11.8%	
c	9	5	3	33.3%	5	1	20.0%	
d	13	4	2	15.4%	2	0	0.0%	
国公立	37	25	17	45.9%	24	3	12.5%	2
私立	81	68	46	56.8%	72	20	27.8%	3

表 12-③ 西洋法制史

種類	全校数	開講校	科目開講校数	開講率	開講科目総数	非常勤開講数	非常勤率	集中講義数
全体	118	93	62	52.5%	78	25	32.1%	4
a	64	62	49	76.6%	61	19	31.1%	
b	32	22	9	28.1%	12	3	25.0%	1
c	9	5	2	22.2%	3	3	100.0%	3
d	13	4	2	15.4%	2	0	0.0%	
国公立	37	25	18	48.6%	22	6	27.3%	4
私立	81	68	44	54.3%	56	19	33.9%	0

表 12-④ 東洋法制史

種類	全校数	開講校	科目開講校数	開講率	開講科目総数	非常勤開講数	非常勤率	集中講義数
全体	118	93	28	23.7%	33	13	39.4%	5
a	64	62	25	39.1%	30			
b	32	22	3	9.4%	3			
c	9	5	0	0.0%	0			
d	13	4	0	0.0%	0			
国公立	37	25	9	24.3%	11	4	36.4%	3
私立	81	68	19	23.5%	22	9	40.9%	2

表 12-⑤ ローマ法

種類	全校数	開講校	科目開講校数	開講率	開講科目総数	非常勤開講数	非常勤率	集中講義数
全体	118	93	23	19.5%	25	11	44.0%	4
a	64	62	21	32.8%	23			
b	32	22	2	6.3%	2			
c	9	5	0	0.0%	0			
d	13	4	0	0.0%	0			
国公立	37	25	11	29.7%	11	5	45.5%	3
私立	81	68	12	14.8%	14	6	42.9%	1

表 12-⑥ 法思想史

種類	全校数	開講校	科目開講校数	開講率	開講科目総数	非常勤開講数	非常勤率
全体	118	93	19	16.1%	21	6	28.6%
a	64	62	13	20.3%	15	4	26.7%
b	32	22	6	18.8%	6	2	33.3%
c	9	5	0	0.0%	0	0	
d	13	4	0	0.0%	0	0	
国公立	37	25	0	0.0%	0	0	
私立	81	68	19	23.5%	21	6	28.6%

② 法科大学院における開講状況

対象校は、独立大学院（大宮法科大学）を含む 74 校である。

表 13 開講状況の概要

種類	全校数	開講あり	開講率	開講無し	非開講率
全体	74	54	73.0%	20	27.0%
a	64	48	75.0%	16	25.0%
c	10	6	60.0%	4	40.0%
国公立	25	20	80.0%	5	20.0%
私立	49	34	69.4%	15	30.6%

表 14 大学当たりの開講科目数

種類	校数	0	1	2	3	4	5
全体	74	20	24	23	4	1	2
a	64	16	20	21	4	1	2
c	10	4	4	2	0	0	0
国公立	25	5	6	10	2	0	2
私立	49	15	18	13	2	1	0

表 15 全講義数、一校当たりの平均開講講義数、
および非常勤講師による開講数と率

種類	校数	該当あり	全講義数	平均科目数	非常勤	非常勤率
全体	74	54	96	1.78	19	20%
a	64	48	88	1.83	14	16%
c	10	6	9	1.50	5	56%
国公立	25	20	43	2.15	5	12%
私立	49	34	54	1.59	14	26%

表 16 科目毎の状況

表 16-① 法史学全般

種類	全校数	開講校	科目開講 校数	開講率	開講科目 総数	非常勤開 講数	非常勤率
全体	74	54	30	55.6%	38	3	7.9%
a	64	48	26	54.2%	34		
c	10	6	4	66.7%	4		
国公立	25	20	12	60.0%	17		
私立	49	34	18	52.9%	21		

表 16-② 日本法制史

種類	全校数	開講校	科目開講 校数	開講率	開講科目 総数	非常勤開 講数	非常勤率
全体	74	54	22	40.7%	24	2	8.3%
a	64	48	19	39.6%	21		
c	10	6	3	50.0%	3		
国公立	25	20	10	50.0%	11		
私立	49	34	12	35.3%	13		

表 16-③ 西洋法制史

種類	全校数	開講校	科目開講 校数	開講率	開講科目 総数	非常勤開 講数	非常勤率
全体	74	54	17	31.5%	17	1	5.9%
a	64	48	16	33.3%	16		
c	10	6	1	16.7%	1		
国公立	25	20	9	45.0%	9		
私立	49	34	8	23.5%	8		

表 16-④ 中国法制史

種類	全校数	開講校	科目開講 校数	開講率	開講科目 総数	非常勤開 講数	非常勤率
全体	74	54	7	13.0%	7	0	0.0%
a	64	48	7	14.6%	7		
c	10	6	0	0.0%	0		
国公立	25	20	2	10.0%	2		
私立	49	34	5	14.7%	5		

表 16-⑤ ローマ法

種類	全校数	開講校	科目開講 校数	開講率	開講科目 総数	非常勤開 講数	非常勤率
全体	74	54	2	3.7%	2	1	50.0%
a	64	48	2	4.2%	2		
c	10	6	0	0.0%	0		
国公立	25	20	1	5.0%	1		
私立	49	34	1	2.9%	1		

表 16-⑥ 法思想史

種類	全校数	開講校	科目開講 校数	開講率	開講科目 総数	非常勤開 講数	非常勤率
全体	74	54	8	14.8%	9	2	22.2%
a	64	48	8	16.7%	9		
c	10	6	0	0.0%	0		
国公立	25	20	2	10.0%	2		
私立	49	34	6	17.6%	7		

4 おわりに

法学部1年生の歴史素養および各大学における法史学科目の開講状況に関する今回の調査により、大学の法史学教育について以下のような実態と今後の課題が明らかになった。

まず、法学部1年生の歴史素養については、以下の3点が確認された。

(1) 歴史素養については大学ごとの格差が大きい(表1)。正答率80%以上の大学がある一方で、同50%前後の大学もある(表2)。

(2) 全体として、世界史前近代に関する歴史素養が乏しい。世界史前近代の正答率が一般に低く(表3)、世界史前近代については正答率最高と同最低の差が大きい(表4)。また、世界史前近代と世界史近代の正答率の差は、平均正答率が低くなるほど拡大する(表6)。世界史前近代に関する歴史素養は一般に乏しいが、受験偏差値が低くなるほどその傾向が極端に強まる。

(3) 学生の歴史素養の程度は、高校での履修状況や受験状況を反映している。受験者・B履修者・A履修者・一般という順で正答率が低くなるのみならず(表7・表8)、各問に対する正答率の振幅が大きくなる(表5)。もっとも正答率が安定しているのは受験者である。平均正答率が低い大学ほど、世界史Aあるいは日本史Aのみの履修者比が高くなり、受験科目で歴史を選ぶ割合も低くなる。また、受験を経験しない推薦入学者数が増える。正答率上位群の大学でも、受験者とAのみ履修者では明らかな差があった。

次に、法史学科目の開講状況調査からは、約8割の機関で法史学関連科目が開講されていることが確認された。平均科目数は3.15であったが、非常勤率もかなり高く、31%にのぼる。2年次以上の専門科目としての位置づけが多い。

最後に、今後の課題としては以下の3点を指摘できる。

(1) 学生が前近代を含む歴史素養を十分に有しているわけではないことを前提に、大学における法学教育の内容を再検討する必要がある。そのためには、一案として、1年次生を対象にすべての法学部で法史学の入門講義を開講し、高校までの歴史素養を確認・発展させて、上位年次の法学専門科目につなげていくなどの方策が考えられる。

(2) 歴史素養の引き上げをめざすには、受験科目や履修状況の変更が必要となる。これらは個別の大学だけで対応できるものでもない。日本における社会科教育全体の課題に結びつくであろう。

(3) 法学部における法史学教育の成果は、どの程度なのか。これについては改めて現状を調査し、今後の改善課題を明確にしなければならない。

法は歴史的に発展し、社会とともに変容する。法制度を正しく理解するためには、歴史的思考や比較の視座が欠かせない。今回の調査により、法史学教育の意義を考えるための基礎データを提供することができたと考える。

<付録>歴史素養テスト

(大学法学部1年生対象：所要時間20分)

下記の問題について、空欄には適切な語を記入し、選択肢があるものについては適切な語を選んで番号を書き入れなさい。答えはすべて解答欄に記入しなさい(赤字が正答)。

I：世界史

(1) アテネでは、紀元前5世紀にペリクレスの指導下で(①間接民主政、②直接民主政、③貴族寡頭政、④専制君主政)が完成した。

(2) 6世紀にビザンツ帝国のユスティニアヌス大帝の命令により編纂された『(ローマ法大全)』は、中世や近代のヨーロッパの法に大きな影響を与えた。

(3) 800年、ローマ教皇はフランク王国の(カール大帝)に帝冠を与え、ローマ・キリスト教・ゲルマンの3要素が融合した西ヨーロッパ中世世界が誕生する。

(4) カトリック教会の腐敗に対して、1517年、ルターにより(宗教改革)がはじまった。

(5) イギリス国王ジェームズ1世は、(①進化論、②社会契約論、③王権神授説、④天賦人権説)をとнаえて議会を無視した結果、1649年、ピューリタン革命が勃発した。

(6) 17世紀のオランダで活躍し、「国際法の祖」となったのが、(①グロティウス、②ロック、③ホブズ、④ルソー)である。

(7) 本国イギリスによる課税強化に反発した植民地の人びとが、1776年、人間の自由・平等、圧政への反抗の正当性を主張するために発表したのが、アメリカ(独立宣言)である。

(8) フランスでバスティーユ牢獄が襲撃され、革命が勃発したのは、(1789)年7月14日である。

(9) フランス革命期の国民議会は封建的諸特権の廃止につき、(人権宣言)を採択して、すべての人間の自由・平等、主権在民、言論の自由、私有財産の不可侵など、近代市民社会の原理を主張した。

(10) フランス革命期に軍事的才能を発揮した(ナポレオン)は、1804年、私有財産の不可侵や法の前の平等など革命の成果を定着させる法典を制定し、皇帝の位についた。

(11) 1814/15年の(①ベルサイユ、②パリ、③ウィーン、④ロンドン)会議により生まれた国際秩序のもとで自由主義が抑圧された結果、1848年にヨーロッパの各地で革命運動や民族運動が生じた。

(12) 南北戦争のさなかにあたる1863年、リンカンが、(①奴隷解放宣言、②農奴解放令、③公民権法、④鉄血政策)を発表すると、内外の支持をえた北部が優位にたち、合衆国の統一が回復された。

(13) フランスとの戦争に勝利をおさめた(①バイエルン、②オーストリア、③ザクセン、④プロイセン)を中心にして、1871年、ドイツ帝国が成立した。

(14) 1917年2月と10月にロシア革命が勃発して、(ソヴェト)政権が誕生した。

(15) 1919年、第1次世界大戦に敗北したドイツでは、民主的な新憲法たる(ヴァイマル)憲法が採択されて共和国の基礎が築かれた。

(16) 1929年、ニューヨーク株式市場での株価暴落にはじまる経済危機を(世界恐慌)とよぶ。

(17) ヒトラーを指導者とする(ナチス)は、1933年に政権を掌握して一党独裁体制を実現し、ユダヤ人迫害など多くの非人道的行為をおこなった。

(18) 第2次世界大戦後の国際秩序を再建するために、サンフランシスコ会議で、(①国際連盟、②国際連合、③三国同盟、④ワルシャワ条約機構)が発足した。

(19) 20世紀後半は、世界が米ソ両陣営に分かれてきびしく対立する(冷戦)の時代にあたり、20世紀末のソ連陣営の崩壊によってこれが終結した。

(20) 1992年、マーストリヒト条約によって、ヨーロッパ共同体ECは、(①ヨーロッパ連合EU、②北大西洋条約機構NATO、③ヨーロッパ経済共同体EEC)に発展した。

II：日本史

(21) 貞永式目〔御成敗式目〕は(鎌倉)幕府の基本法である。

(22) 江戸幕府の基本法である公事方御定書が制定されたときの将軍は、8代の徳川(①家康、②綱吉、③吉宗)である。

(23) 明治6年の政変によって下野した板垣退助などが、国会の開設等を求めて起こした運動を(自由民権運動)と呼ぶ。

(24) 大日本帝国憲法起草の中心を担った政治家は(①大久保利通、②伊藤博文、③大隈重信)である。

(25) 大審院長・児島惟謙が政府の圧力に抗して司法権の独立を守ったといわれる事件は、(大津事件)と呼ばれる。

(26) 1925年に制定された普通選挙法の直前に、社会主義運動を取り締まる目的で制定された法律は(治安維持法)である。

(27) 広島に原子爆弾が投下されたのは、19(45)年(8)月(6)日、長崎に投下されたのは(8)月(9)日である。

(28) ポツダム宣言に基づき、日本占領のために設けられた連合軍の総司令部の最高司令官の名前は(マッカーサー)である。

(29) (①朝鮮戦争、②ベトナム戦争、③湾岸戦争)勃発に伴い、連合国総司令部の指令で警察予備隊が設立され、これが後に保安隊と改称され、さらに現在の自衛隊となった。

(30) 日本で最初の民法典ができたのは、(①明治、②大正、③大日本帝国憲法下の昭和、④日本国憲法下の昭和)である。